

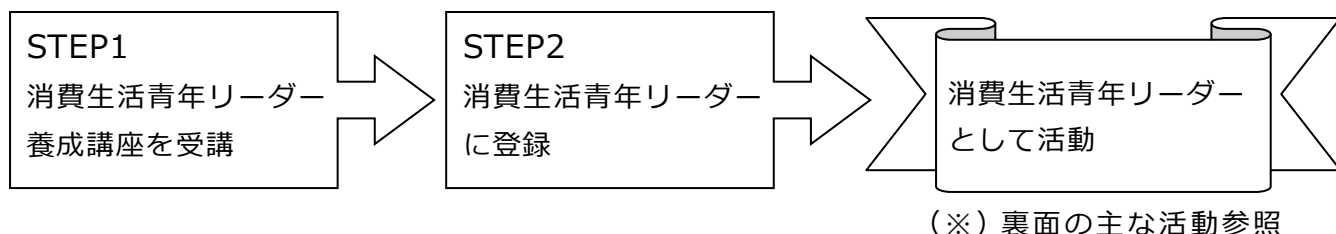
消費生活青年リーダー大募集！

2022年の成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳の若者は親の同意なく一人で契約をすることができるようになる一方、未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪質商法などのターゲットになることが懸念されています。

そんなトラブルから身を守るための知識や情報を習得し、同世代や子供達に対して伝える活動を担っていただくのが消費生活青年リーダーです。

今回、下記のとおり消費生活青年リーダーの養成講座を Web 開催いたします。

消費生活青年リーダーとなり、消費者被害の防止を目的とした啓発活動について、私たちと一緒に考えてみませんか？



- 1 開 講 日：令和2年12月5日（土）～令和3年2月28日（日）
- 2 開 催 方 法：Web開催
※お申し込みされた方にお送りするURLからパソコン・スマートフォン等で視聴できます。
- 3 対 象 者：和歌山県内に在住及び通勤・通学している18歳以上29歳以下の方
- 4 講 座 内 容：
①講義「消費者教育の基礎理解」（和歌山大学教授 岡崎 裕氏）
②消費生活青年リーダーの活動概要説明
（和歌山県消費生活センター職員）
③講義「契約の基礎知識と最新の悪質商法」
（和歌山県消費生活センター相談員）
- 5 申 込 方 法：「申込書」をメール・郵送・FAXのいずれかで申込先へ送付（送信）してください。
申込書は、和歌山県消費生活センターホームページ
（<http://www.wcac.jp/>）からダウンロードできます。
- 6 申 込 期 限：令和3年1月29日（金）

申込先は裏面へ！

7 申 込 先：和歌山県消費生活センター

【住 所】：〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
【電 話】：073-433-0241
【FAX】：073-433-3904
【MAIL】：e0313011@pref.wakayama.lg.jp

消費生活青年リーダーってなにをするの？

若者が消費者被害にあわないように、各種イベントへの出展企画や、消費生活情報の伝達など、ボランティアで活動を行ってまいります。

～ 主な活動 ～

時期	内容	対象
4月～5月	消費者月間（5月）における啓発活動	県民
9月～11月	人権フェスタへの出展企画	県民
1月～3月	紀州っ子アドベンチャーフェスタへの出展企画	小学生までの子供と保護者
随時	自主的な啓発活動	若者

